

公益社団法人群馬県柔道整復師会 慶弔見舞金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「本会」という）の会員の親睦及び相互扶助を図ることを目的とする。

第2章 会員の慶弔

(給付金等)

第2条 慶祝、弔慰または見舞いの給付額は次のとおりとする。

- (1) 会員の結婚
記念品を贈呈する。
- (2) 会員の出産
記念品を贈呈する。
- (3) 長寿の祝（満80歳）
祝金 3万円
- (4) 会員の死亡
会長参列
弔慰金 20万円
弔電、生花（時価）及び香典 3万円
- (5) 会員の配偶者及び両親、並びに同居する一親等死亡
弔電、生花及び香典 1万円
- (6) 傷病見舞
会員重病の時 15万円以下
(理事会の決議を経る)
入院期間が2週間から1か月以内の場合 3万円
1か月以上の場合 5万円
3か月以上の場合 10万円
入院しないケースでも病気や怪我等のために休業を余儀なくされた期間が1か月以上の場合、若しくは通院治療のために業務に終日従事できなかった日数が連続3か月累計で30日以上に及んだ場合 3万円
- (7) 火災
全焼 金 50万円

半焼 金 30万円以下（理事会の決議を経る）

- (8) 地震及び風水害
理事会の決議を経る

(基金の公募)

第3条 天災、火災、水害等により正会員の家屋が焼失又は浸水したとき、基金を公募する。

(給付申請)

第4条 本規程第2条の給付を受けようとする場合は、速やかに給付申請をしなければならない。

第3章 補則

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成26年1月17日から一部改正し施行する。
3. この規程は、平成27年6月1日から一部改正し施行する。
4. この規程は、平成28年5月20日から一部改正し施行する。
5. この規程は、平成29年9月1日から一部改正し施行する。
6. この規程は、令和元年5月1日から一部改正し施行する。
7. この規程は、令和2年3月10日から一部改正し施行する。